

南加賀獣肉処理加工施設「ジビエアトリエ加賀の國」の利活用に関する サウンディング型市場調査実施要領

令和7年12月1日

南加賀広域圏事務組合

1. 調査の背景・目的

(1) 調査の背景

南加賀獣肉処理加工施設「ジビエアトリエ加賀の國」は、南加賀3市1町（小松市・加賀市・能美市・川北町）におけるイノシシの農業被害の防止と捕獲したイノシシの有効活用を目的に、行政と猟友会、商工会などで構成する「南加賀ジビエコンソーシアム」により、令和元年6月に整備されました。令和2年6月より、南加賀ジビエコンソーシアムから事業移管を受け、南加賀広域圏事務組合（※）が設置者となり管理しています。

施設の供用開始と同時期に、県内でCSF（豚熱）に感染したイノシシが確認されたため、出荷を見合わせていましたが、検査体制の確立を受けて、令和3年度より販売・提供を開始しております。しかしながら、依然としてその影響は続いており、加えて、施設の人員不足により、処理できるイノシシの頭数に限りがあることから、現在でも施設のフル稼働には至っていません。このため、整備当初に想定された事業収支計画とは乖離が出ており、人員の確保や経費の圧縮が急務となっています。一方で、南加賀地域のイノシシ捕獲頭数（有害捕獲期）は、豚熱の拡大以降は減少傾向にあったものの、ここ数年では再び増加に転じており、本施設の事業継続の必要性が高まっています。

※ 南加賀広域圏事務組合は、小松市・加賀市・能美市・川北町の3市1町で、共同処理事業を推進するために設立された一部事務組合（特別地方公共団体）です。

(2) 調査の目的

本施設の在り方を検討するにあたり、民間事業者による事業実施など、民間の発想やノウハウを活かした事業展開の可能性を探るため、本調査の実施により、幅広い民間事業者の皆様との対話を通じ、広くご意見やご提案をお聴きし、今後の事業方針の参考にすることを目的としています。

（以下余白）

2. 対象施設の概要・条件

(1) 施設の概要

施設の概要は次のとおりです。

名 称	南加賀獣肉処理加工施設 「ジビエアトリエ加賀の國」																																															
所 在 地	小松市江指町甲96番地 1																																															
用 途 地 域	都市計画区域外																																															
供用開始年月	令和元年 6 月																																															
敷 地 面 積	1,874.98㎡ 小松市から土地使用許可 一部石川県から占用許可																																															
建物延床面積	208.29㎡（鉄骨造平屋建）																																															
設 置 者	南加賀広域圏事務組合（R2.6～）																																															
運 営 方 式 （ 現 行 ）	業務委託契約 (1) 個体の受入れ及び解体処理 (2) 施設で解体した獣肉の精肉処理及び販売 (3) その他管理者が必要と認める業務																																															
当初の目標値	年間処理頭数 1,000頭																																															
搬 入 頭 数 （ 実 績 ）	(頭) <table><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>小松市</td><td>210</td><td>241</td><td>150</td></tr><tr><td>加賀市</td><td>43</td><td>68</td><td>17</td></tr><tr><td>能美市</td><td>47</td><td>50</td><td>35</td></tr><tr><td>川北町</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>300</td><td>359</td><td>202</td></tr></table> ※有害捕獲期と狩猟期の合計 (参考) 捕獲頭数（有害捕獲期） (頭) <table><tr><td></td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>小松市</td><td>202</td><td>276</td><td>242</td></tr><tr><td>加賀市</td><td>212</td><td>369</td><td>376</td></tr><tr><td>能美市</td><td>46</td><td>44</td><td>46</td></tr><tr><td>合計</td><td>460</td><td>689</td><td>664</td></tr></table>					R 4	R 5	R 6	小松市	210	241	150	加賀市	43	68	17	能美市	47	50	35	川北町	0	0	0	合計	300	359	202		R 4	R 5	R 6	小松市	202	276	242	加賀市	212	369	376	能美市	46	44	46	合計	460	689	664
	R 4	R 5	R 6																																													
小松市	210	241	150																																													
加賀市	43	68	17																																													
能美市	47	50	35																																													
川北町	0	0	0																																													
合計	300	359	202																																													
	R 4	R 5	R 6																																													
小松市	202	276	242																																													
加賀市	212	369	376																																													
能美市	46	44	46																																													
合計	460	689	664																																													
コスト情報	現行の年間収支（令和 6 年度決算額） 収 入 市町負担金 11,383千円 事業収入 6,986千円 諸収入 440千円 合計 18,809千円 支 出 光熱水費 2,852千円 業務委託料 11,904千円 その他 4,053千円 合計 18,809千円																																															
設備・備品 （主なもの）	冷蔵熟成庫（0℃）、冷凍庫（-25℃） 処理機器（スチーム洗浄機、コンプレッサー、包丁俎板殺菌庫、真空包装機、冷蔵庫（W1200×D850×H1910）、電解水生成装置、エアーシャワーユニット、シンク、テーブル、剥皮器等）、処理器具、加工器具（急速凍結器、燻製機、ガスレンジ等）、オゾン脱臭装置、小型保冷器付き搬入専用車等																																															

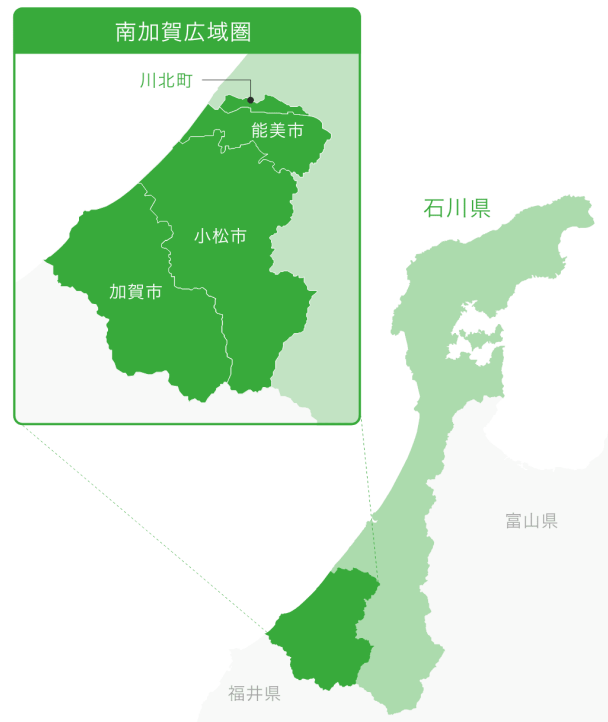


図 南加賀広域圏位置図

アクセス情報

JR 小松駅から車で 15 分 小松 IC から車で 20 分
IR 粟津駅から車で 12 分 小松空港から車で 20 分



図 本施設へのアクセス情報

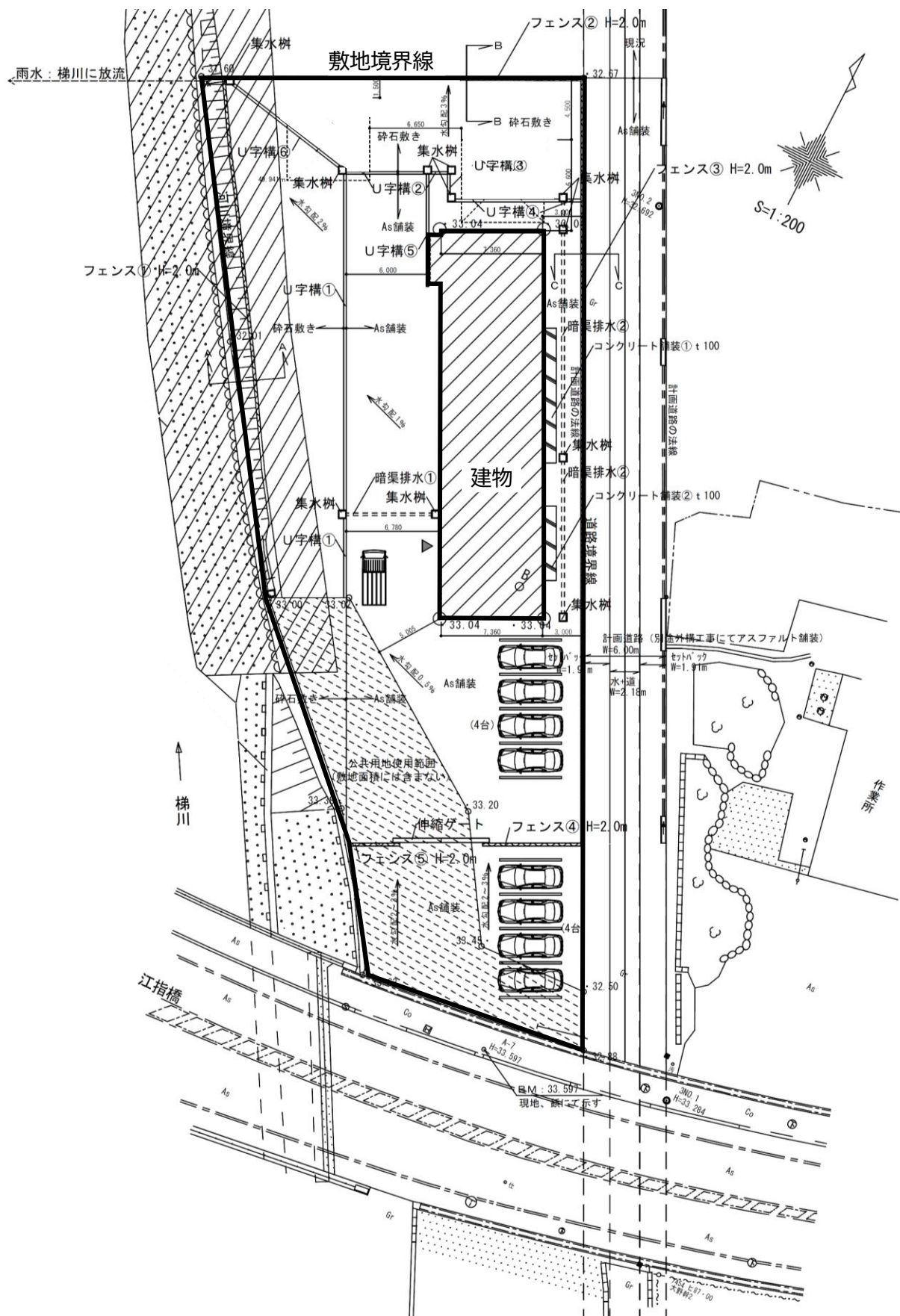


図 施設配置図

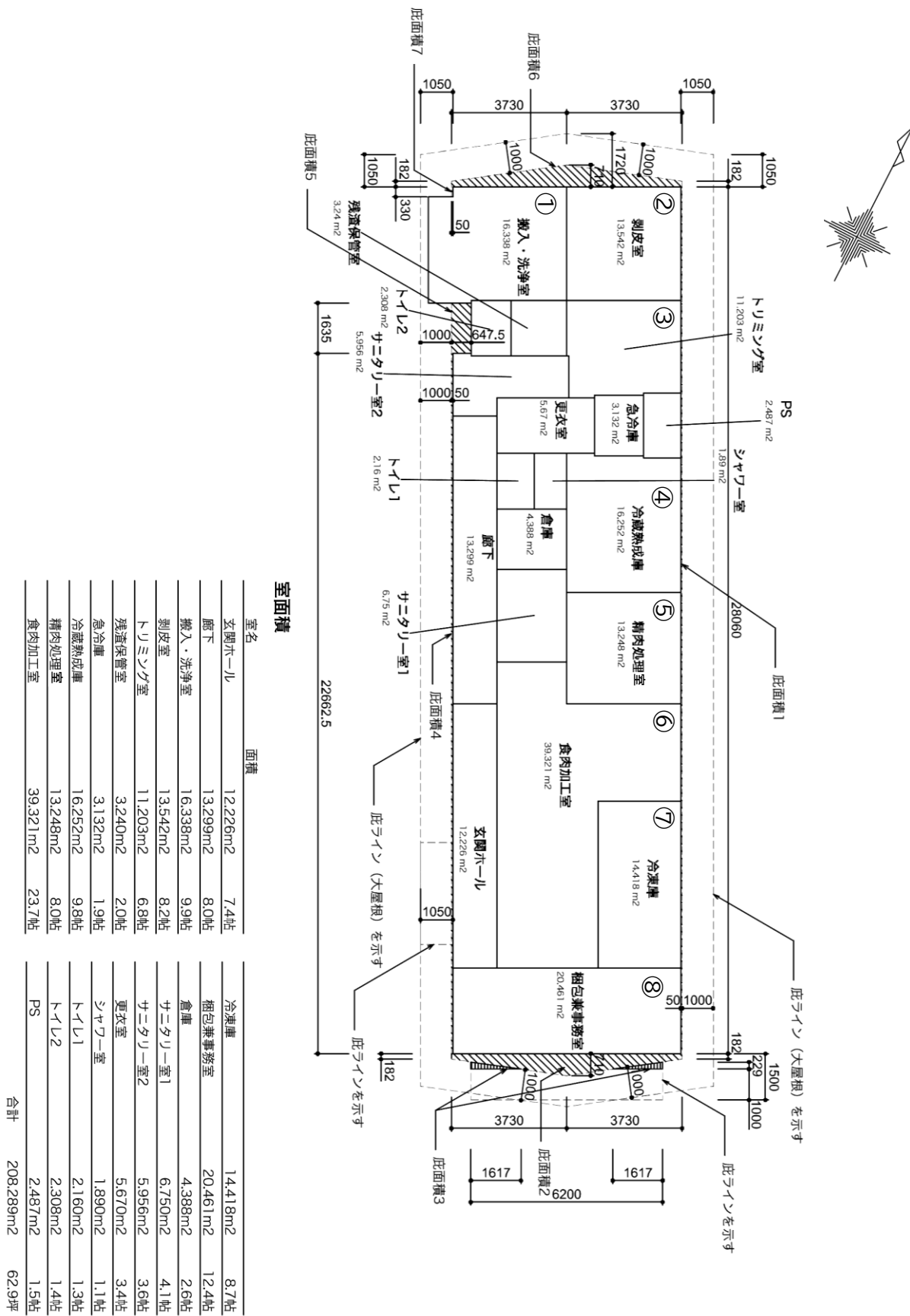


図 建物平面図



① 搬入・洗浄室



② 剥皮室



③ トリミング室



④ 冷蔵熟成庫



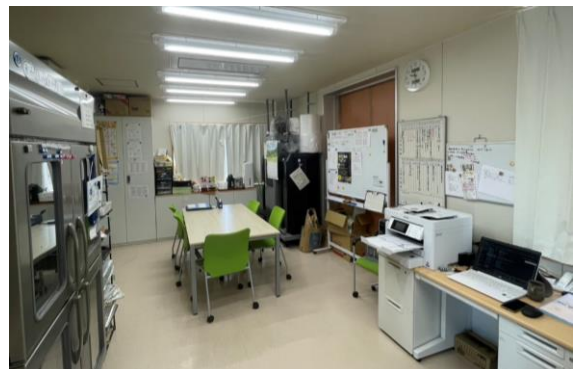
⑤ 精肉処理室



⑥ 食肉加工室



⑦ 冷凍庫



⑧ 梱包兼事務室

(2) 施設に関する条件等

ア 南加賀3市1町（小松市・加賀市・能美市・川北町）において、有害捕獲期（4月～10月）に捕獲されるイノシシを処理する事業（以下「イノシシ処理事業」といいます。）については、本施設での現行の搬入頭数水準を目安とし、継続することとします。

イ C S F（豚熱）については、国の感染確認区域内におけるジビエ利用に関するガイドラインに基づき、県南部家畜保健衛生所での豚熱検査の結果により陰性とされた個体のみ利用可能とします。

ウ 本施設にはイノシシ等を処分できる焼却炉はありません。

エ イノシシ処理事業以外の事業や、設備の新增設等を行う場合は、土地所有者との協議が必要となる場合があります。

3. 調査でのサウンディングの内容

以下の4つのテーマ（一部の項目でも構いません）から、南加賀獣肉処理加工施設「ジビエアトリエ加賀の國」の今後のあり方及び利活用について、ご意見・ご提案をお聴かせください。

①	民間事業者から見た本施設の課題・ポテンシャルについて ・施設仕様や設備、立地環境等
②	本施設を活用した事業について ・イノシシの活用方法や販路開拓、観光資源（特産品）開発等の提案 ・その他、本施設を活用した地域振興に資する事業の提案等（イノシシ処理事業以外の事業や、設備の新增設等を伴う事業の提案等を含みます）
③	事業に要する経費及び効率的な運営・維持管理に関する提案 ・経費圧縮、収入確保のための効果的な取組み等
④	本施設を活用した事業へ参画するための条件・課題 ・公募条件・公募方法に関する要望

その他上記テーマに関連する内容についても、適宜ご意見・ご提案いただくこともできます。

4. 調査のスケジュール・手続き

(1) 実施スケジュール

令和7年 12月1日（月）	実施要領の公表、当組合ホームページへの掲載、 質問書受付開始、現地見学受付開始
12月5日（金） ～12月22日（月）	現地見学実施期間
12月15日（月）	質問書提出期限
12月22日（月）	質問書への回答
令和8年 1月14日（水）	参加申込書提出期限（午後5時）
1月20日（火）	サウンディングの実施日時の通知
1月30日（金）	提案資料の提出期限（午後5時）
2月2日（月） ～2月6日（金）	サウンディングの実施
2月下旬	調査結果概要の公表

(2) 質問の受付及び回答

本調査に関する質問は、質問書（様式1）に記入の上、下記7の担当部署に電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「南加賀獣肉処理加工施設サウンディング質問」としてください。
いただいた質問の回答は、後日当組合ホームページに掲載し、個別回答は行いません。
（質問のあった事業者等の名称は公表しません。）

(3) 現地見学の実施

期間を設けて本施設の現地見学を個別に受付けます（参加は任意です）。現地見学を希望する場合は、下記7に記載の担当部署に電話または電子メールにて連絡し、実施日程を調整した上で、現地見学申込書（様式2）を電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「南加賀獣肉処理加工施設サウンディング現地見学」としてください。

現地での質問に対する回答のうち調査等の時間を要するものは、上記4(2)の質問の受付及び回答にて行います。

(4) 参加申込書の提出

本調査への参加を希望する場合は、参加申込書（様式3）に記入の上、下記7に記載の担当部署に電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「南加賀獣肉処理加工施設サウンディング参加申込」としてくだ

さい。

(5) サウンディングの実施日時及び場所の通知

本要領に記載の参加資格を確認し、参加申込書の提出があった事業者等の皆様に対して、サウンディングの実施日時及び場所について、電子メールにて連絡します。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

(6) 提案資料の提出

サウンディングの実施にあたっては、提案資料（様式4）に記入の上、下記7に記載の担当部署に電子メールにより提出してください。

電子メールの件名は「南加賀獣肉処理加工施設サウンディング提案資料」としてください。

なお、別途資料がある場合は、データにて併せて送付してください。

(7) サウンディングの実施

サウンディングは参加事業者の知的財産（アイデアやノウハウ等）保護のため、個別で非公開にて実施します。事業者等の皆様からの提案資料をもとに説明いただいた後、質問、意見交換をさせていただきます。

① 実施時間	令和8年2月2日(月)～6日(金) 午前10時開始～午後4時終了 1事業者(グループ)1時間程度
② 実施場所	南加賀広域圏事務組合事務局（南加賀公設地方卸売市場2階会議室、小松市本江町ホ1番地）又は WEB会議

(8) 実施結果概要の公表

サウンディングの実施結果については、概要を当組合ホームページで公表する予定です。

なお、参加事業者の名称及び個々の対話の内容については、事前に名称公表の意思や公表内容について確認をさせていただき、知的財産保護に配慮した上でその概要を公表します。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後の事業者公募等を行う場合の評価対象とはなりません。また、ご意見・ご提案の内容が必ずしも今後の政策に反映されるとは限りません。

ただし、本施設についての今後の事業方針や、公募する場合の仕様等を定める場合に、本調査で得たアイデアやノウハウを使用する場合がありますのでご了承ください。

(2) 費用負担

本調査への参加及び資料作成等に要する費用は、参加事業者方の負担とさせていただきます。

きますのでご了承ください。

(3) 追加調査への協力

本調査の終了後において、必要に応じて追加の対話や文書照会、アンケート等を実施させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律との関係

本調査は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）第6条（実施方針の策定の提案）に基づく調査ではありません。

6. 参加対象者

本調査の参加対象となる者は、参加申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 当組合が準用する小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号）第2条に規定する暴力団及び同条例第6条に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (2) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

7. 担当部署及び申込・問合せ先

〒923-0841 小松市本江町ホ1番地

南加賀広域圏事務組合事務局

電子メールアドレス info@minamikaga.or.jp

電話 0761-24-5353（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://minamikaga.or.jp/news/46706/>

以上